

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

損金の額 —業務関連性が争点となった事例—



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

法人税の場合、「法人には消費生活が観念されないの、所得税におけるような家事費または家事関連費という問題がなく、したがって、ある支出について業務との関連性を強く求める必要がないという事情がある」と考えられますが、昨今、業務関連性が争点となった事例が少なからず見受けられます。今回は、法人税で業務関連性が争点となった事例をご紹介します。

I. 高額な支払手数料に相当するような役務の提供があったと認められないとされた事例

平28. 2. 5東京地裁 (Z266-12795)
(棄却) (確定)

1. 事案の概要

本件は、原告が自社ブランドを立ち上げるための業務の対価として支払われた原告代表取締役である甲と人的関係のあるチェコ共和国に在住する乙ファミリーの口座に送金した金員が争点となった事案です。

2. 裁判所の判断

本件支払手数料が高額に上り、チェコストーンに関する情報全般の収集、取引先の開拓等、自社ブランド立ち上げに関するコンサルティング、甲がチェコに行ったときのガイド、通訳などの役務である役務1及び役務1により厳選されたメーカー数社との間で、日本における独占販売権を取得することはもちろん、商品の選定、仕入条件等、安定的な供給が可能かなどの交渉である役務2の内容にも相応のものが含まれていることに照らすと、通常作成されると考えられる契約書が作成されおらず、本件役務提供の過程で作成されると考えられるメモ等も存在しないこと、本件支払手数料等が請求書に基づかず送金されていること、送金された後の本件支払手数料について、乙ファミリーが、自身の収入として税務申告をしていないことからすれば、原

告は本件役務提供を受けていなかったと推認することができる。

原告が異議調査において提出した旅費精算書は、甲の出張日程や、原告宛での領収証等から成るところ、これを見て、甲がチェコに出張したことがあり、その際、ガラスパーツメーカーからサンプルを購入したことがうかがわれるのみである。原告が主張する通り、乙ファミリーがその出張の際に同行するなどして助けた可能性があるが、本件旅費精算書自体からそのことが明らかになるものではないし、そのことをもって、多額に上る本件支払手数料等の対価に相当するような役務の提供があったとも認め難く、本件役務提供がされたことをうかがわせるものではない。

したがって、本件支払手数料等は、その費途の確認ができず、業務との関連性が明らかでないものというべきであるから、損金の額に算入することができないものというべきである。

原告は、会計帳簿に本件支払手数料等を業務の遂行上必要と認められる費用として支出したものであるかのように記載し、仮装して、仮装したところに基づき申告書を提出していたものとして、通則法68条1項の重加算税の規定に該当するというべきである。

II. 退職者を被保険者とするがん保険等の保険料

平29. 12. 12非公開判決
(F0-2-760) (一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、請求人が損金の額に算入した支払保険料のうち、原処分が、退職した従業員を被保険者とするがん保険契約等に係る支払保険料については、請求人の業務との関連性が認められないことから損金の額に算入できない等として更正処分等をした事案です。

2. 審判所の判断

本件各がん保険契約は、請求人と生命保険会社との間で、請求人の従業員の福利厚生を目的として本件治療費補助等制度に基づく見舞金等又は弔慰金

の原資とするために締結したものである。そして、請求人は、本件各事業年度の途中には本件がん規程を改訂し、従業員との間で本件がん規程並びに「入社された方へ」及び「退社された方へ」と題する各書面により、従業員が請求人を退職した後も5年間は、退職者ががんに罹患又はがんにより死亡した場合に、受取保険金を原資として退職者に見舞金等又は弔慰金を支払うことを約したものである。

以上のことからすると、本件各がん保険契約等に係る本件退職者支払保険料は、請求人の業務との関連性を有し、業務の遂行上必要と認められることから、本件各事業年度の損金の額に算入することができる。

III. 決定処分後、審査請求に至って初めてされた追加経費の主張

平28. 11. 7公表判決
(J105-2-05) (一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、原処分が、請求人の代表者等の名義の建物を買付したことにより生じた所得に係る法人税等の決定処分等をしたのに対し、請求人が、原処分において損金の額として認められた経費とは別に損金の額に算入されるべきものがあるなどとして、原処分の取消しを求めた事案です。

2. 審判所の判断

請求人が当審判所に提出した追加経費を支出した証拠である本件領収証等のうち、請求人が支出したことが認められるもの(別表記載分)については、本件各物件の賃貸・管理等を上必要なものであると客観的に判断できることから、請求人の業務に関連性があり、業務遂行上必要なものであると認められる。したがって、当該各支出の額は、請求人の所得の金額の計算上、損金の額に算入される。

一方、本件領収証等のうち、請求人の代表者が支出しているもの及び請求書等のみが提出され、その支出の事実が確認できないものについては、請求

人の支出であると認めることはできないので、その余について判断するまでもなく、これらの支出の額を損金の額に算入することはできない。

—中略—、本件領収証等のうち上記以外のものについても、請求人は、本件各事業年度において、総勘定元帳等の帳簿書類等を、一切、作成していないのみならず、そもそも、それらの各支出が請求人において、どのような業務に関連した支出であるのかという損金該当性について具体的に説明していないところ、不存在の立証は困難であることに加え、請求人が本件各決定処分等を受け、その後、審査請求に至って損金の額に算入されるべき追加経費があると初めて主張するという経緯等に鑑みると、本件追加経費が損金に該当するということは、請求人自らが主張するものであり、かつ、請求人が本件追加経費についての損金該当性を容易に主張・立証できる立場にあることからすれば、請求人において本件追加経費が単に損金に該当する旨を主張するのみではなく、それが損金に該当することをある程度合理的に推認させるに足りる立証を行わない限り、本件追加経費の損金該当性を認めることはできないことから、やはり、これらの各支出の額を本件各事業年度の損金の額に算入することはできない。

よって、本件追加経費の額のうち、別表記載分を除く各追加経費の額は、いずれも請求人の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

おわりに

TAINSで上記判決を検索する場合のキーワードは、「損金の額」、「業務関連性」です。

1 碓井光明「法人税における損金算入の制限—損金性理論の基礎的考察—」金子宏編『所得税課税の研究』290頁(平成3年有斐閣)

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

MJS!

ミロク情報サービス

会計事務所向けシステム
たとえば、

MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ

iCompassNX[®] MJS LINK NX^{Plus}[™]

小規模事業者 ←-----→ 中小企業

ACELINK NX[®] かんたん[™] かんたん[™] クラウド[™] MJS かんたん[™] 法人会計 ACELINK NX^{CE}[™]

(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX[®]かんたん、かんたんクラウド、iCompass NX、MJS LINK NX-Plus、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

MJS 株式会社ミロク情報サービス MJS 検索

東証第一部上場(証券コード:9928)